

平成21年5月29日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課長	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局長	井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年5月29日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 決議第1号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）について
(質疑、討論、採決)
- 日程第5 議案第33号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について
議案第34号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について
議案第35号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第36号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例について
(質疑、討論、採決)
-

午前10時 開会

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから平成21年鹿島市議会5月臨時会を開会いたします。
日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、12番谷口良隆君、13番小池幸照君、14番松尾征子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。
今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日5月29日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。
この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の5月臨時会に、市長から議案4件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成20年度3月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

議案第33号から議案第36号までの4議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。御苦労さまでございます。きょうはよろしく願いいたします。

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、条例改正4件でございます。それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第33号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院は、従来から国家公務員の特別給、いわゆる期末手当・勤勉手当については、例年5月から行う民間給与実態調査において、前年8月からその年の7月までの過去1年間の実績を把握し、支給割合に換算して比較を行い、必要があれば8月にその改定を勧告することといたしております。

しかしながら、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、本年の夏季一時金は大幅な前年比マイナスとなることがうかがわれるため、人事院は緊急に例年の調査とは別に、本年4月に特別調査を実施したところであります。そこで、この特別調査の結果を踏まえ、できる限り民間の状況を反映することが望ましいことから、5月1日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところでございます。

勧告の内容は、本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数について、0.2月分を暫定的に引き下げるものでございます。政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢など国政全般の観点から検討を行い、5月8日に勧告どおり実施することを閣議決定し、5月15日に国会に改正法案を提出したところでございます。

そこで、本市におきましても、人事院の今回の勧告の趣旨をかんがみ、これに準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第35号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

特別職の期末手当につきましては、現行の条例の規定では、職員の給与条例を準用して算出することとなっておりますが、支給月数につきましては、国家公務員の指定職に準じて規定しております。

今回、指定職についても人事院は、本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を1.6月から1.45月に、0.15月分引き下げる勧告を行ったところでございます。

そこで、議員の皆様及び市長、副市長の期末手当の支給月数について、国家公務員の指定職に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

また、教育長の期末手当につきましても、市長、副市長との均衡を考慮し、同様の改正をお願いするものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第33号から議案第36号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号から議案第36号までの4議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 決議第1号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．決議第1号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、決議案の朗読を求めます。15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

おはようございます。

決議第1号

北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

鹿島市議会は、この暴挙に対し、強く抗議する。

政府においては、国際社会と協調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求め
るため断固たる行動をとるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年 5 月 29 日

鹿 島 市 議 会

以上、決議（案）を提出する。

平成21年 5 月 29 日

提 出 者 全議員

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

以上。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。本件は質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第 1 号は、質疑及び討論を省略することに決しました。

直ちに採決します。決議第 1 号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、決議第 1 号は提案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 33 号～議案第 36 号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 5．議案第 33 号から議案第 36 号までの 4 議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

おはようございます。それでは、議案第 33 号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例、議案第 34 号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第 35 号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 36 号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、一括して説明させていただきます。

説明内容が、先ほどの市長演告と重複するところがありますが、御了承いただきますよう

お願いいたします。

この4議案の提案理由は、すべて本年5月1日に出された人事院勧告に準じて、職員の期末・勤勉手当及び市長、副市長、教育長並びに議会議員の期末手当を暫定的に改定することをお願いするものであります。

そのことから、まず人事院による異例の臨時勧告の概要について御説明させていただきます。

人事院勧告制度は、御案内のとおり、昭和23年の国家公務員法改正に伴い、国家公務員の団体交渉権の制限及び争議行為の禁止に対する代償措置として設けられました。この勧告は、先ほど市長の演告にもありましたように、通例であれば、毎年8月に勧告が行われておりまして、期末・勤勉手当につきましても、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を正確に把握し、例えば、0.25カ月分とか0.05カ月分とかの支給割合に換算した上で、官民均衡を図り、これを職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と合わせることであります。

しかし今回、5月1日に出されました臨時勧告は、昨年来からの世界的な金融危機を発端とした日本経済や企業業績の急激な悪化という事態の中で、民間の夏季一時金が昨年よりも大きく減少することが伺えることから、民間準拠を基本とする国家公務員の給与水準を適正に保つため、4月に約2,700社を対象に特別調査を実施し、5月に勧告を行うという極めて異例な勧告となったものでございます。

その調査の結果は、議案説明資料5ページをごらんください。その中ほどの大きなⅡの「本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施」の2の②と③に表現されていますように、産業別に大きなばらつきがあるものの、調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率はマイナス13.2%となっております。これらのことから人事院は、議案説明資料、同じく5ページの下段、大きなⅢの「実施にあたり」にありますように、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当であると結論づけながら、現時点において夏季一時金の全体状況を正確には把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当としたものでございます。

同じく5ページの表をごらんください。その暫定的な凍結引き下げですが、一般の職員の平成21年6月期、あくまで6月期です。期末手当を0.15、勤勉手当をマイナス0.05、合計0.2月の引き下げの勧告がなされたところでございます。その結果、支給月数は期末手当が1.40から1.25、勤勉手当が0.75から0.7に引き下げられることとなります。また、国の指定職、これは審議官クラスの特別給につきましても、市長の演告にもありましたように、0.15月の引き下げ勧告が行われております。

なお、今回の勧告は、あくまで先ほどから申し上げておりますように、暫定的な凍結という形になっております。ですから、8月の通例の勧告が行われ、そこで調整が行われるものと思っております。その勧告を受けて、鹿島市もそれに準じて改正をお願いいたすものでございます。

説明資料6ページの【鹿島市の給与改定の内容】をごらんください。一般職員につきましては、人事勧告どおり、本年6月期の期末手当をマイナス0.15月分、勤勉手当をマイナス0.05月分の引き下げを、また市長、副市長、教育長並びに議会議員につきましては、国の指定職の引き下げに準じ、本年6月期の期末手当の0.15月の引き下げをお願いするものでございます。

施行日は公布の日からとし、21年の6月1日から適用するものでございます。

議案説明資料の1ページから4ページまでをごらんください。条例の新旧対照表でございます。今回の改正は、御説明いたしましたように、平成21年6月期の期末手当などの暫定的な凍結ということでございますので、本則ではなく附則で平成21年6月に支給する期末手当などの支給月数の改正をお願いするものでございます。

なお、この条例（案）に伴う引き下げ額を参考までに御紹介いたします。総額で約19,343千円の減、減額率9.3%を見込んでおります。また、職員で平均約72千円、市長で約134千円、副市長で約108千円、教育長で約102千円、議員の皆様で平均約58千円の減額となる見込みでございます。

なお、県内のほかの自治体の状況でございますが、白石町が25日に、基山町が昨日、人事院勧告どおり引き下げることで可決されております。また、鹿島市を含め、15の市町が実施はすべてですが、人事院勧告に準じた内容で議案が提案され、本日、議案審議、採決が行われる予定と聞いております。

佐賀県につきましては、御存じのとおり、佐賀県人事委員会が県内経済が一段と悪化している状況を踏まえ、県内民間企業の新旧賃金改定期における夏季一時金の決定状況を6月1日前に把握する必要があると考え、緊急に臨時調査を実施はしましたところですが、調査対象企業200社のうち19社しか今年の夏季一時金を決定していないことなどから、データの正確性に不確定要素があるということ、及び県では御存じのとおり、特例条例により減額措置が現在実行中です。一般職員で4%の減というような形で行われております。そういうことを考慮して勧告を見送ったというところでございます。ただし、今年秋には必要な措置を勧告するをいたしております。

そのことを受けまして、佐賀県は、県の人事委員会の判断を尊重して、5月中の一時凍結の措置は行わないことで決定いたしております。

なお、佐賀県と同じように、県の人事委員会が見送ったのは、鹿児島県など全国で13県でございます。そのほかの県は、人事院の臨時勧告に準じた勧告がなされております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの市長の演告の中で、人事院は緊急に例年の調査とは別に本年4月に特別調査を実施したところであります。そこで、この特別調査の結果を踏まえ、できる限り民間の状況を反映することが望ましいことから、5月1日に国家及び内閣に対して勧告を行ったところでございますということですが、これは国の状況ですね。じゃ、鹿島市の現状がどうなのかということについては、鹿島市として調査がなされているのかどうか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

市内主要企業など10団体について夏季一時金の支給予定をお伺いしましたが、ほとんどがまだ未確定というお答えです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、10団体で未確定だというお答えがありました。鹿島にはほかにも小さな企業もいろいろあります。本当零細ですが、これまでも10団体除いて零細のところでは本当に非常に低い形で一時金が出るとか出ないところもあるというふうな状況はこれまでもあったわけですが、特に10団体だけとらえても、これからだと思います。鹿島の10団体の企業の中には優良企業もあるわけで、いろんな状況が出てくるとは思います。そういう中で私、何名か市内の商店とかいろんな方に今回の対応についてどうお考えですかということをお尋ねしたんです。そしたら、こういうことをおっしゃいました。実は今まで、ずっとこれまでは市民の皆さんから市役所の職員は給料の高か、議員は給料の高かというふうなことで御意見をいただいていたんですが、最近大きくその考えというのが変わってきているというのがわかりました。といいますのは、今回のこの流れというのはわかっておりましたので、こういうことをおっしゃっていました。市が一概に下げるということは余り望まない。なぜならば、地域は市役所を基準にしながら決めていくという、そういうことがあるので、やっぱりそういうところは少し考えてもらいたいというようなことをおっしゃっていたんです。その方は商売をなさっている方ですから、特に今日の購買力が大きく落ち込んでいる状況の中で、やっぱり少しでもお金を落としてもらうということが大事ですから、そういうことになると、

入る分が減っていきますと、やっぱり控えてしまうわけですね。もう今でも非常に購買力が落ち込んで、商店も大変な状況。特にサービス業界なんていうのは本当どうなるだろうかというようなところが多い状況がありますよね。そういう面で、ここでは民間に合わせ、民間の状況を反映してということではあります、そういう今お考えもあるわけですね。これまでと大きく変わってきたと思います。そういうのを聞きになって、いかがお考えでしょうか。特にまだ10団体の一時金が決まっていないという中で、鹿島市が下げたけん、うちも下げんばらんと。それ以上の状況が生まれてくるんじゃないかという心配もありますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市の職員の給与の上げ下げについて、私は市民の皆さんのほとんどの声は、やっぱり景気の動向とか、そういうものの実態に合わせて上下していくというのが一番望ましいというふうに市民納税者は考えておられるというふうに、私はそういうふうに関知しております。

それと、鹿島市の場合は、上がる場合も下がる場合も、国の人事院勧告に準じて今までやっております。今回もそれを踏襲したということであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに今、おっしゃるようなこともあると思いますが、特に国の今回の人事院勧告の問題ですが、やっぱり状況として、これまでの世界的な金融危機の影響で、全国的に全世界的にもそうですが、財政状況が落ち込んできたと、大変な状況になったというのはわかるわけですが、しかし、これもまさにからくりで、もう既に御承知だと思いますが、トヨタを初めとする自動車産業その他の大手企業というのは、確かに生産とかなんかは減ってはきておるでしょうが、もう既にマスコミなんかでも報道は次々とされているように、従業員の首切りだとか、それから賃金カットだとかするまでもなく、まだこれまでそれこそ去年おととしぐらいですか、空前のもうけをやってきたというふうな、そういう会社がただ単に世界的な金融危機だという名に乗っかって従業員を首切るんだとか、そういう賃金カットだとかいうことを当たり前のようにしてきた、その影響が大きく出てきていると。大手企業では、何も今、従業員を大幅に首を切らずとも、数年間は雇い入れていく余裕は十分にあるんだというようなことが数的にも出ている中でのこういう影響ですね。これを隅々までに至っては、そのことで大きな影響が来ているわけですが、何せ今、鹿島市のことを考えますと、今申しましたように、購買力の落ち込みというのが非常に大きな問題になっていると。商店街なんかも表から見たところはきれいな商店街でいいんだと見ますが、中に回ってみますと、本当皆さ

んおっしゃるように、いつどういう状況になってもいいというふうな事態が鹿島市でも非常に広がってきているし、そのために商店の人は努力をされている。そういう努力に私たちが報いるためには、そういうところからやっぱり品物を買う、お金を使っていくということが私は今求められていると思うんですよね。

そういう面で、もう1つお尋ねしますが、今、定額給付金がずっと配布されておりますが、そのことによって鹿島の経済的な動きというのが既にもう見られているのかどうか。総額5億円ぐらいのお金が落ちるわけですが、その辺についてはいかがですか。購買力の関係では。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

前の前の議会でしたか、申し上げたと思いますが、これが通常購買する予定であったもの以上のものに消費をされたかどうかというのは、これがなかなか効果測定ができません。したがって、おっしゃるような意味で、正確に私どもがこういう政策によって購買力が増したというふうなことを申し上げるといふまでには今至っていないというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、市長がおっしゃるように、これが出たからよかった、こがんやったよというのは余り聞かないんですね。やっぱり通常、使わんといかんお金の行き詰まりの中から、それに使ったという人が結構多いというのは事実ですが、そういう状況ですので、やっぱり少しでも購買力を上げていくというためには、やっぱり市民が収入を得ることが一番大事だと思います。では、例えば、今回、市の職員の人、議員も含めてですが、今、全体的に給与というのが非常に低くなってきているわけですが、私も市役所に入るときには長期に勤めるというような構えでしたので、例えば、入ってからどの時期に家を建てて、お金を払って行って、月々払って、ボーナスで幾ら払って云々というような、そういう生活設計を立てたことを思い出しますが、今、職員の人の中にも、恐らくそういう長期の生活設計を立てながら、住宅の払いだとか、それから子供さんを大学にやるとか、そういう形で計画的に生活をされている人がいっぱいいらっしゃると思うんですよね。そういう中で、例えば、住宅ローンなんていうのは月々の均等の払いだけでなく、やっぱり月々は今言いますように給料も非常に落ち込んでおりますので、そこだけでできないので、ボーナスで幾らというようなことで上乘せの支払いというのは当然あると思うんですよ。そういうときに、例えば、今言われましたけれども、職員の人で平均7万幾らのカットですね。恐らく上乘せが100千円、200千円という人もあるでしょう。多い人ならば300千円という人もあると思いますが、そういう形での

カットとなりますと、それだけでないと思いますので、大きく計画が揺らいでくるというような状況にあると思うんですよね。私自身も現にそういう計画はある中で、やっぱり大きな影響がくるわけで、どうしてもその分だけが足りないということになりますと、例えば、ほかから借りてでも上乘せを払わなくてはいけないというふうな状況も出てくるとは思います、そういう皆さん方の状況というのが市役所にはないのでしょうか。そういう心配はないのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おっしゃるとおりであります。ただ、民間も同様、民間はまだきつい。倒産さえあります、職を失う場合もあります。そういう状況の中で、市の職員、あるいは私どもの給与だけが安泰ということでもいいのか。私は、やっぱり市民感情かれこれ考えたら、私どもも世の中の動向に合わせて給与も決定されるべきと、こういうふうに私は考えております。したがって、こういうふうな今の状況を踏まえて、職員は一生懸命頑張ってくれております。しかし、忍びないところもありますが、どうか理解してくれということであります。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

先ほど議員が、職員の影響が300千円ぐらいの者もおるとやなかかというようなことで御発言がありましたけれども、最高で110千円です。新規採用の方で10千円ぐらいという減です。（「300千円は払う、ボーナスです」と呼ぶ者あり）済みません、間違いました、失礼しました。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、市長が、市民はもっとひどいと、倒産もあるんだというようなことをおっしゃいましたよね。確かにそうだと思います。ただ、そういうときだからこそ、職員の人たちがみずからの生活を仕事を安心してできる状態をつくり出して、そして、そういう市民の皆さんたちのための仕事をやるという、そういうことが大事だと思うんですよ。だれだってそうでしょう。自分たちの生活が不安定、心配があるなら、本当に仕事は手につかないと思うんですよ。そうじゃないですか。例えば、今度のボーナスで200千円払わんやっただってん、これだけ足らんごとなったけんどがしゅうかにやと。家に帰っぎ母ちゃんからどがんなっこんしてくんしゃいと言わるっぎどがしゅうかなと思ながら自分の机に座っていると、例えば、市民の皆さんから何か入ってきたって、本当に十分に、それは皆さん、それだけ責任持って

やっぺらっしやるから、そがんとはなかばいとおっしやるかもわかりませんが、そういう不安というのは本当に大きく影響するのは事実だと思うんですね。やっぺら私はそういう立場からでも、職員の人たちが安心して自分の仕事を全うできるような、そういう体制をいろんな面で作らなくちゃいけないわけで、特に今回は、収入の面でそういうのを私は作り出していく必要があるんじゃないかなと思います。それには答弁要りませんが、以上で終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

質問をいたします。

今の議論のように、社会的にこうした生活、経済、非常に落ち込んでいる中で、公務員にもそういう波が今かぶってきておるということで、大変、今、市長の言葉の中に表現された特徴的な印象があったのは、忍びないけどやむを得ないという発言がございました。公務員の現在の給与の制度が民間準拠という一つの基本的な考えのもとに形成をされているという大前提に立つ以上は、現在の民間の状態からすれば、やむを得ない、上げるにしても下げるにしても民間準拠を正しくやっていただくと。この基本的な考え方には異論は現在の公務員の給与制度上、挟めないものがあると思います。これを崩すということになれば、基本的に労働基本権の問題に立ち返って、労働三権の付与とあわせて、団体交渉によって一時金、給与を含めて、労使で交渉によって決められていくという制度に変わらなければならない。そうしたものが大前提としてあるわけでございます。

そういうふうな基本的な考えのもとにお尋ねを一、二いたしますが、国では、暫定措置といえども、今日の状態からして、冬に大きな影響を与えないために、この夏の段階で一定の措置をすると、2,700社と申されましたかね、調査をされたということでございますが、一方、佐賀県の場合は、まだ地場の中小の企業も含めて、一時金、夏のボーナスが確定をしていないということで、物理的に調査はしたけれども、数値として出ないということで、今回見送られるということでございます。当市の場合も佐賀県内の一員でございますが、国への準拠というのも一つの考え方ですけど、市町村の場合は人事院も持ちません、あるいは人事委員会も持ちません。よって、当市の場合を含めて、伊万里市だけは持っておりますが、伊万里市は人事委員会があると思います。その他の九州を含めて町に至るまで人事院制度を持ちません。持たない分、佐賀県の人事委員会にその職を委嘱しているというのが実態です。その佐賀県の人事委員会が、ことしの夏の場合は、そうした物理的な条件で見送るという結論を出したわけですね。そこの関係で、当市の場合もそうした選択肢は検討されたのか、されなかったのか。そこら辺についてひとつお尋ねをしておきたいと、このように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

おっしゃられますように、佐賀県職員の期末・勤勉手当は先ほども御説明しましたように、県の人事委員会は前年のデータが、今回のデータが不足しているということで見送りました。そのことを受けて、県内のすべての自治体、当然、鹿島市もですが、この人事院の引き下げ、臨時勧告と県の人事委員会の勧告の見送りという事態を受けて、どのように対応するか、検討は当然行いました。ですが、当然鹿島市もその点を検討したわけでございますが、人事院の勧告のとおり、今回、改正をお願いするのは3つの理由がございます。1つは、これまで職員の給与を上げるときも下げるときも先ほど市長からありましたように、人事院勧告に準じて改定をお願いしてきたというところであります。2つ目が、大きな理由になりますけれども、現下の社会経済情勢の中で、人事院勧告に準ぜず、昨年と同じ月数で期末・勤勉手当を支給して、市民の方の理解を得られるのかどうかということです。それから3つ目が、通例の8月の勧告で、これは人事院も言っていますが、大幅な本給の引き下げが予想されると。この3つのことから予想されまして、12月の期末・勤勉手当、1年分を加算する、調整するとすると、今回の0.20月分の減額も含み、本当に大きな減額が考えられます。そういうことの3点から、今回も人事院勧告を尊重し、改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

従来、私の知る限りは、国の勧告と県の人事委員会のとっている立場が変わったということは今回初めてだろうと思います。途中で人事院勧告は出されたけれども、政府がそれを実施せず凍結をしたということなども、これは人事委員会と行政府との間でのずれはありましたけれども、国の人事院と佐賀県の人事委員会のとる立場が変わったというのは、恐らく初めてだと思えます。

そういった観点から、当市における労使の自治、これは役所の仕事をする上で最も基本となって円滑にあらなければならない労使自治ですね、そういった観点からすれば、やっぱり市としての主体的な判断、こういうものが働いて今回の措置を提案されたということであれば問題は別なんですけど、国がそうしたし、県内の横並びだという程度のものでは、労使自治の観点からは少し疑問が残るという観点から今お尋ねをしたわけでございますが、それ以上の答弁は多分出ないというふうに思いますので、次にお尋ねをしたいのは、当然、国がそうした措置をただらうけれども、それが一つの事の発生、議論の発生ですけれども、当市

の市長と市職員、労働組合との間での交渉の経過、この辺について、少し説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

5月1日にこの臨時の勧告が出された時点で、三役とまず会いました。そして、話をしました。それで、5月14日に人事院夏季一時金暫定勧告に関する要求書が職員労働組合から提出されました。そこで、20日に交渉を行いました。その結果ですけれども、人事院勧告に準じ、今回、期末・勤勉手当の0.20月分の引き下げについては、議会のほうに提案することについては理解を得られております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

承知いたしました。昨今の当市の経済の状態も大変厳しいものがございます。そうした中で、こうした措置をされるということは大変苦しいものがございますが、引き続きこうした鹿島の状態において、鹿島市行政がこうした機会をとらえて、いま一度原点に戻って、円滑な労使関係のもとに業務が執行されるように、この際、その分の御要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、ただいま提案をされました4議案について、一括して反対をしたいと思います。

世界的な金融危機の影響で、これまでにない不況が続いているのは事実であります。これから先、さらにこの状況が大きくなるということは考えられます。しかし、現実的に自動車業界など大手企業は、生産の低下は見られておりますが、この状況の中で従業員の解雇とか、また賃金のカットなどをしなくてはならない状況はないということは、もう既に明らかになっています。これまでの利益金などがあり、これから少々の間、従業員を雇い入れたままでも営業はやっていけるんだというようなこともマスコミなどでも発表がなされているわけです。

ところが、こういう大手企業の影響が全国民の暮らしを非常に脅かしてきたわけです。民間の状況を反映することが望ましいということでの報告が出されておりますが、鹿島市では市の給与の動向が地域の労働者の賃金を決める基礎になっていると思います。説明では、市内重要10団体では、夏季一時金はまだ動きがないということでしたが、こうであれば、今回の市の引き下げということが決まるとするならば、この10団体にも大きく影響は出てくると思います。これは間違いのないことだと思います。今日、鹿島市は、商店街においては購買力が大きく落ち込んでいる、いつ店じまいをしてもおかしくない状況のところもたくさんあります。特にサービス業などは大変なものがあります。このことは、市民全体の収入が大幅に減ったことが大きな原因だと思います。今出されている定額給付金によって、商店の動向を尋ねたのに対して、目標のような動きのない旨が説明もあったように、本当に今、市民の人たちが余分に何かを買いたいと思っても、せっかく手にしたお金をそういうのに使えない、常時必要な分に使わなくてはいけない状況、そこまで落ち込んでいると思います。

特に、職員の皆さんの問題ですが、職員の人たちはやっぱり市役所に入るときにはいろいろと希望を持ち、生活設計を立てながら取り組んでこられたと思います。ところが、この数年間見ても、中途での給与の引き下げとか、また今回のようにボーナスのカットだとかいう流れの中で、本当に自分たちの生活の安定というのを見出せない状況にあると思います。そういうことは、おのずから毎日の仕事の中に精神的な大きな影響が出ないとは言えないと思います。

先ほど市長は、市民はもっと大変だと、倒産もあるというふうなことをおっしゃいました。確かにそうだと思います。しかし、そうだからこそ、職員の人たちが安心して仕事のできる、いろんな状況をつくり出してやること、このことは当然大事なことだと思います。全体の影響が約20,000千円、これだけの影響でも本当に大変な時代だと思います。商店街がますますこれからどうしていったらいいだろうかと苦しんでいかれる状況が本当に目の前に見えるような気がします。

私は今回のこの引き下げについては、やはり鹿島市全体の経済の問題から見ても、それから当事者の皆さんの生活の安定から見ても、引き下げをやるべきでないと思いますので、この案件には反対の態度をとりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第33号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第34号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第36号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 12番 谷 口 良 隆

同 上 13番 小 池 幸 照

同 上 14番 松 尾 征 子